

○福岡県警察非常招集規程

平成27年3月12日

福岡県警察本部訓令第11号

福岡県警察非常招集規程を次のように定める。

福岡県警察非常招集規程

福岡県警察非常招集規程(昭和30年福岡県警察本部訓令第21号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この訓令は、別に定めがあるもののほか、福岡県警察の職員(以下「職員」という。)の非常招集(以下「招集」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(平素の心構え)

第2条 職員は、応招の良否が全警察活動に重大な影響を及ぼすものであることを銘記し、心身の鍛錬、交通手段の確保等に努め、常に応招に必要な準備を整えておかなければならない。

(招集の目的)

第3条 招集は、大規模な災害若しくは騒乱その他の緊急事態への対処又は重要事件の捜査、検挙若しくは一斉取締りのため急速に多数の職員の招集を必要とする場合に行うものとする。

(招集の種別及び対象者)

第4条 招集の対象者は、次の各号に掲げる招集の種別に応じ、それぞれ当該各号に定める職員とする。

- (1) 全員招集 全ての職員
- (2) 特定員招集 次条に規定する招集命令者が命ずる特定の職員

(招集命令者)

第5条 職員の招集及びその解除を命ずることができる者(以下「招集命令者」という。)は、福岡県警察本部長、部長(福岡県警察本部並びに福岡市警察部及び北九州市警察部の部長をいう。第9条第2項において同じ。)又は所属(福岡県警察本部の課、警務部監察官室及び部の附置機関、福岡市警察部庶務課、北九州市警察部機動警察隊、警察学校並びに警察署をいう。次条において同じ。)の長とする。

(招集事務取扱責任者)

第6条 招集の迅速確実を期するため、所属に招集事務取扱責任者(以下「取扱責任者」という。)を置く。

2 取扱責任者は、次に掲げる所属の区分に応じ、それぞれに定める者をもって充てる。

(1) 警察署 総務課長又は総務第一課長

(2) 警察署以外の所属 庶務を担当する警部の階級(同相当職を含む。以下この号において同じ。)にある者(庶務を担当する警部の階級にある者の配置がない所属にあつては、庶務を担当する係長)

(待機命令及び解除)

第7条 招集命令者は、職員の招集を必要とする事態の発生のおそれがある場合又は恒常的に待機員を確保する必要がある場合は、職員に対し、待機時間、待機場所等を明示した上で直ちに職務に就くことができるよう待機を命ずることができる。

2 招集命令者は、前項の場合において、当該待機を命じておく必要がなくなったときは、速やかに当該待機に係る命令を解除するものとする。

(応招免除)

第8条 招集命令者は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合においては応招を免除することができる。

(1) 負傷又は疾病により療養中の者で応招により症状を悪化するおそれがある場合

(2) 同居の親族が負傷又は疾病により療養中であり、当該職員以外にその看護をする者がいない場合

(3) 忌引中の場合

(4) 他行中の場合

(5) 前各号に掲げる場合のほか、やむを得ない理由がある場合

(招集の発令)

第9条 招集の発令は、目的、種別、発令日時、集合場所その他必要な事項を明示して行うものとする。

2 福岡県警察本部長又は部長が招集を発令した場合は、事案を処理する主管課を明示するもの

とする。この場合において、当該事案を処理する主管課の取扱責任者は、招集に関する事務を取りまとめるものとする。

(招集命令の伝達の方法)

第10条 前条の規定による招集の命令(以下「招集命令」という。)の伝達は、電話、特使その他の方法により行うものとする。

2 職員と連絡が取れない場合は、その家族又は同居人等にその旨の通知を行い、前項の伝達に代えるものとする。

(招集事務の取扱い)

第11条 招集命令者は、取扱責任者を指揮し、前条の招集命令の伝達を行うとともに、応招者の受付所を設け、非常招集発令・受付簿(別記様式)により職員の応招状況を記録しなければならない。

(報告)

第12条 取扱責任者は、応招が完了するまでの経過を、適宜、招集命令者に報告しなければならない。

(応招心得)

第13条 職員は、自宅から外出する場合は、常にその所在を明らかにし、又は連絡が取れるようにしておかなければならない。

2 職員は、招集命令を受けた場合は、迅速確実な方法によりこれに応じなければならない。自らに招集が発令されていることを知った場合も、同様とする。

3 職員は、集合場所に到着した場合は、直ちに第11条の規定により設置した受付所にその旨を告げ、事後の指示を受けなければならない。

(緊急参集)

第14条 職員は、次に掲げる場合には招集命令の伝達を待つことなく、速やかに、勤務公署に参集しなければならない。

(1) 緊急事態の布告が発せられ、又は発せられることが予想される場合

(2) 管内又は隣接地域に風水害、火災、地震、津波その他の重大な災害が発生し、又は発生が

予想される場合

- (3) 前2号に掲げる場合のほか、参集を要すると認められる事態が発生したことを知った場合

(訓練招集)

第15条 招集命令者は、必要と認める場合は、訓練のため職員の招集を行うものとする。

(関係書類の整備)

第16条 取扱責任者は、常に次の書類を整備し、招集が迅速確実に行われるようにしなければならない。

- (1) 非常招集系統表
- (2) 職員住所録
- (3) 非常招集発令・受付簿